

仕 様 書

以下、千葉市を発注者、契約締結業者を納入者とする。

1 納入者は、下記業務を行うものとする。

- (1) 非常用飲料水を納入期限までに発注者が指定する場所に納入する。
- (2) 納入期限は、令和8年3月19日（木）までとする。
なお、納入開始の2週間前までに、納入日程を発注者に報告すること。
- (3) 納入場所及び納入数量は、別紙「飲料水納入数等一覧」のとおりとする。
なお、各納入場所では施設管理者の指定する場所まで搬入すること。
- (4) その他、詳細については、発注者、納入者協議のうえ、行うものとする。

2 非常用飲料水の仕様は下記のとおりとする。

(1) 参考商品

- ア 富士ミネラルウォーター(株)「富士ミネラルウォーター非常用5年保存水(500ml ペットボトル水)」
 - イ 富士サンスイ(株)「富士山麓の保存水非常用飲料水(500ml ペットボトル水、5年保存用)」
 - ウ (株)大観峰「災害備蓄用保存水北アルプス保存水(保存期間5年500ml ペットボトル水)」
 - エ (株)秩父源流水「災害・非常用5年保存水(500ml ペットボトル水)」
- ※いずれも仕様を満たす同等品可。ただし、事前協議を要する。

(2) 発注数量

83, 592本

(内訳：避難所用68, 544本、拠点倉庫用8, 352本、帰宅困難者用6, 696本)

(3) 梱包

ア 包装形態

製品24本を外装用段ボール箱に収め、上部をテープ貼りとする。

イ 表示

品名、数量、製造業者名、製造年月、納入年度、賞味期限を側面の2面以上に黒字で記載すること。また、賞味期限の表示を、他の表示より大きくすること。なお、段ボールへの表示案を作成した後、防災対策課に提示し、承認を得ること。(別紙表示案を参照)

(4) 品質保証

- ア 常温の室内保存により、製造後5年間は包装、内容物ともに災害救援物資として支給しうるものとする。
- イ 製品納入時に製造業者による同一品の品質保証書及び公的検査機関による検査成績書を提出すること。
- ウ 品質保証期間内において、発注者の要請があった場合は市備蓄品の成分分析を実施し、その試験成績書を提出すること。なお、要請は、概ね製造後3年経過時点から品質保証期間満了までの間において2回以内とする。ただし、それ以前においても、成分分析を実施する必要がある特別の事態が生じた場合は、発注者は成分分析を要請できるものとする。

エ 納入者は、万が一納入した物品に不良品が発生した際の連絡窓口及び緊急連絡先を記載した連絡体制表を契約締結後 7 日以内に提出し、変更があった際には速やかに届け出ること。

(5) 製造年月日

納入期限から 6 か月以内のものを納入すること。

3 支払方法について

支払方法については、完了払いとする。